

# まち再生のきっかけ 西脇市空家等対策計画を策定



本市における空き家対策の基本方針や対策などを定める「西脇市空家等対策計画」を平成28年10月に策定しました。本計画の策定は、県下41市町中で4番目、北播5市1町では初めて。

近年、人口減少や既存住宅の老朽化、産業構造の変化等に伴い、空き家等が年々増加しています。適切な管理が行われていない空き家等は、防災、衛生、景観等の観点から、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている場合があります。

このため、西脇市では増加しつつある空き家等に関する施策を推進するために、市内全域の空き家の

現地調査を実施し、本市の空き家の現状および課題の抽出を行いました。また、土地・建物所有者へのアンケート調査を実施し、建物等に関する利用の意向を調査しました。

これらの結果を踏まえ、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づく協議会を設置。さまざまな課題に対して協議を行い、本計画の策定に至ったものです。

市では、今後、本計画に基づいて総合的かつ計画的な空き家対策について取り組んでいきます。

■問合せ 西脇市空き家等総合相談窓口（都市住宅課内／市役所内線280）

## 西脇市空家等対策計画

### （方針）

- 1 安全・安心で、快適に暮らせるまちづくりという視点からの空き家等対策に取り組みます。
- 2 空き家等の発生を未然防止するため、問題になりそうな建物の「早期発見・早期対応の仕組みづくり」に取り組みます。

### （計画の概要）

10～30年後を見据えたまちづくりを推進するため、「①道路等の都市機能整備の促進、②空き家資源の利活用の促進、③自治会主体のまちづくりへの支援」を取り組みの方向とし、具体的支援策等を定めました。

#### ○除却支援

自治会および所有者が**まちづくり**(※)を目的に取り組むことを条件として除却を支援

#### ○利活用支援

自治会または個人の利活用に対し支援

#### ○所有者特定等の支援

所有者不明時の特定作業等に対する支援

#### ○利活用促進の仕組みづくり

除去、利活用、所有者特定等の促進を図るための仕組みを整備

※**まちづくり**：道路整備の協力または跡地を10年間以上の公共的活用（ミニ公園、ゴミステーション、防災空地等）

### （今後の見通し）

度重なる所有者への助言・指導に関わらず、引き続き周辺環境に著しい悪影響を及ぼしている空き家等については、「特定空家等」に認定の上、空家等特別措置法に基づいて平成29年度から順次処分を実施していく予定です。

### （現地調査の結果）

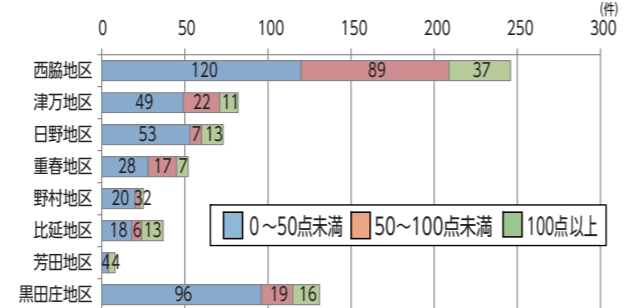
現地調査の結果、空き家等となっていると考えられる建築物が654件あることが分かりました。そのうち老朽度判定の合計点が100点以上の老朽化が進んだ空き家等は、西脇市では103件あり、土台や柱、外壁、屋根等に破損や腐朽があるなど、老朽度が非常に進んでいるものもありました。

※「空き家等」とは  
建築物またはこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものおよびその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む）のこと（空家等特措法第2条第1項）

### 現地調査による空き家数と老朽度判定結果

地区別	0～50点未満		50～100点未満		100点以上		計	
	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)
老朽度判定結果								
西脇地区	120	48.8	89	36.2	37	15.0	246	100.0
津万地区	49	59.8	22	26.8	11	13.4	82	100.0
日野地区	53	72.6	7	9.6	13	17.8	73	100.0
重春地区	28	53.8	17	32.7	7	13.5	52	100.0
野村地区	20	80.0	3	12.0	2	8.0	25	100.0
比延地区	18	48.6	6	16.2	13	35.1	37	100.0
芳田地区	4	50.0	0	0.0	4	50.0	8	100.0
黒田庄地区	96	73.3	19	14.5	16	12.2	131	100.0
西脇市（総計）	388	59.3	163	24.9	103	15.7	654	100.0

### 老朽度判定結果（件数）



税の納め忘れはありませんか？

# 12月は「税の徴収月間」

西脇市では、税の公平・公正を確保するため、12月を「税の徴収強化月間」として、兵庫県とともに市税の納付推進を強化しています。税は、公共サービスを支えている大切な財源です。市税の納め忘れがないか、ご確認ください。

■問合せ 税務課収税対策担当（市役所内線241・389）



▲タイヤロックによる差し押さえ

市では今年度も兵庫県から「個人住民税等整理回収チーム」の派遣を受け、滞納整理の強化と職員の滞納整理技術の向上を図っています。不誠実な滞納者に対しては次のとおり滞納処分を実施し、税収の確保に取り組んでいます。

### ① 財産調査を行います

滞納者が何らかの事情で納付できなかった場合のことを考え、催告書を送って市税の納付を促します。それでも相談や納付がない場合は、法律に基づき、事前了承なしで滞納者の財産調査を行います。

### ② 差し押さえ

差し押さえをする財産の対象は、不動産・預貯金・給与・年金・国税還付金・生命保険・売掛金・自動車など。法律に基づき、事前了承なしで処分を実施します。

### ③ 搜索

財産を発見できないときは、市職員が滞納者宅などに強制的に立ち入り搜索をします。この搜索には、滞納者の同意や裁判所の令状を必要としません。また、滞納者が不在のときは、専門の業者に依頼して鍵を開錠した上で搜索します。発見した財産は差し押さえを実施します。

### ④ 差し押さえた財産を現金化

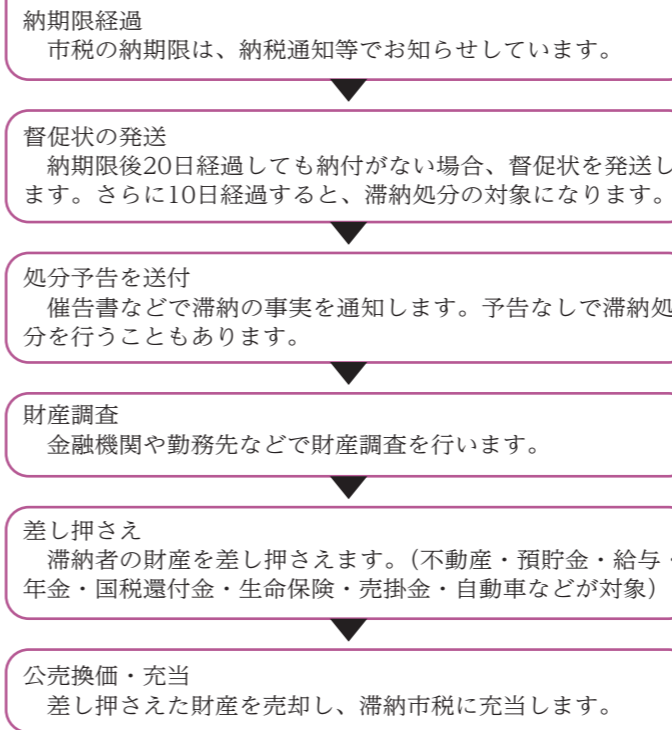
預貯金や生命保険などがある場合は、銀行や生命保険会社に対して取り立てを実施します。動産等は、インターネット公売などを積極的に活用しています。

### ⑤ 延滞金

納期限までに納付された方との公平性を保つため、納期限を過ぎた納付の場合には、延滞金が加算されます。

■ 延滞金の割合	
納期限の延滞期間	平成27年1月1日～
納期限の翌日から1カ月を経過する日まで	2.8%
それ以降	9.1%

### 滞納処分の流れ



**納税に困ったらすぐに相談を**  
税金の納付についてのご相談を窓口で受け付けています。やむを得ない事情で納期限内の納付が困難な方は、随時納税相談を受け付けていますので、納期限が過ぎる前にご相談ください。

▼問合せ 税務課収税対策担当（市役所内241・389）

**忘れず安心、便利な口座振替**  
申し込みは取引のある金融機関の窓口か市税務課で預金通帳、銀行届出印、納税通知

書等をご持参の上、お申し込みください（初回申し込み以降は翌年度以降も継続）。

◎**口座振替**ができる金融機関  
三井住友銀行・但馬銀行・みなど銀行・中兵庫信用金庫・近畿労働金庫・播州信用金庫・兵庫県信用組合・みのり農業協同組合の各本支店・全国のゆうちょ銀行・郵便局（金融機関窓口でも納付できます）。

**コンビニ納付をご利用ください**  
全国のコンビニエンスストアで市税の納付ができます（金融機関窓口でも納付できます）。